

令和6年度宇多津町情報発信強化事業  
公募型プロポーザル実施要領

令和6年9月  
宇多津町総務課

## 1. 事業名

令和6年度宇多津町情報発信強化事業

## 2. 事業目的

町公式ホームページは、平成29年度にリニューアルを行ってから6年が経過し、高度化・多様化する閲覧者のニーズやアクセシビリティへの対応が求められるなか、管理・運営が煩雑・困難な状況となっている。具体的には、リンク・ナビゲーション機能の整備不足等により情報が点在し、効率的な情報収集が難しい状況であり、サイト構成やシステム機能強化が必要となっている。

そのため、新たなCMSを導入し、町公式ホームページの全面的なリニューアルを行うとともに、SNS連携機能などの新規コンテンツを実装することで、閲覧者が情報を分かりやすく、効率的に入手できる環境を整備する。

また、町公式ホームページにAIチャットボットサービスを実装し、24時間365日の問い合わせ対応を実現する。

以上の通り、町公式ホームページのデザイン面・コンテンツ面での充実を図り、町政情報を分かりやすく伝えるとともに、宇多津町の魅力を伝えられるホームページの構築を目指すものである。

## 3. 事業期間

(1) CMS導入・ホームページリニューアル、AIチャットボットサービス導入（初期構築）

契約締結日から令和7年3月16日まで

(2) ホームページ・AIチャットボット運用保守期間（運用保守）

令和7年3月17日から令和12年3月31日（61カ月）

## 4. 見積限度額

(1) CMS導入・ホームページリニューアル、AIチャットボットサービス導入費（初期経費）

上限額を、15,060千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(2) ホームページ・AIチャットボット運用保守費（経常経費）

上限額を、11,200千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※ 見積限度額を超える提案は失格とする。

※ 上記金額は、契約予定額を示すものではなく、事業の最大規模を示すためのものであることに留意すること。

※ 今回の契約は初期構築分のみであり、運用保守契約は保守開始時に別途行うものとする。

※ 経常経費は、61カ月の契約期間の総額とする。

また、原則として初期構築分の契約終了後の運用保守契約において、同額で契約できる額とする。ただし、オプション機能の追加があった場合や、その他物価高騰などの諸事情を除く。

## 5. 事業内容

別紙「令和6年度宇多津町情報発信強化事業調達仕様書」（以下「調達仕様書」という。）のとおり。

## 6. 参加資格

本事業に参加する提案者は、公告日現在から導入候補者決定の日までにおいて、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有する企業または団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宇多津町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成23年要領第2号）に基づく指名停止要件に該当していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たす者とする。
  - (ア) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - (イ) 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 国税、地方税、宇多津町税に滞納のない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザルに参加できること。

## 7. 参加意思表明書

本プロポーザルに参加する者（以下「参加申込者」という。）は、次に定めるところにより参加表明を行うものとする。

### (1) 提出書類

- ① 参加申込者が宇多津町入札参加資格者名簿（物品）に登録されている場合
  - ・ 宇多津町プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）
- ② 参加申込者が宇多津町入札参加資格者名簿（物品）に登録されていない場合
  - ・ 宇多津町プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）
  - ・ 納税証明書【国税】（完納証明書 コピー可 発行後3カ月以内）
  - ・ 納税証明書【県税】（完納証明書 コピー可 発行後3カ月以内）※香川県内の事業所がある場合
  - ・ 納税証明書【町税】（完納証明書 コピー可 発行後3カ月以内）※宇多津町内の事業所がある場合
  - ・ 商業登記等事項証明書（コピー可）
  - ・ 決算状況を明らかにする書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）
  - ・ 印鑑証明書

### (2) 提出期限

令和6年9月13日（金曜日）午後5時まで（必着）

### (3) 提出方法

提出書類を、郵送または持参により提出する。

提出書類を封筒に入れ、封筒の表に参加団体の商号または名称を記載し、「令和6年度宇多津町情報発信強化事業プロポーザル参加意思表明書在中」と朱書きすること。

(4) 提出先

「問い合わせ先及び提出先」のとおり。

8. 参加資格審査

(1) 参加資格要件の確認

参加意思表明書の内容を審査し、当該参加資格に適合しているか確認する。

(2) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、宇多津町プロポーザル参加資格確認結果通知書にて通知する。

9. 質問及び回答

(1) 質問書の提出

質問書（様式第2号）により、電子メールにて提出すること。なお、行き違い防止のため必ず電話により本町担当者に連絡すること。

(2) 質問書の提出期限

令和6年9月9日（月曜日）正午まで（必着）

(3) 質問書の提出先

「問い合わせ先及び提出先」のとおり。

(4) 質問書に対する回答

令和6年9月12日（木曜日）午後5時までに、参加申込者に電子メールにて回答する。

10. 企画提案書

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出届（様式第3号）
- ② 経費見積書（様式第4号）
- ③ 経費見積内訳書（様式第5号）
- ④ 機能要件回答書（CMS及びAIチャットボット）
- ⑤ 企画提案書

(2) 提出期限

令和6年9月19日（木曜日）正午まで（必着）

(3) 提出方法

提出書類を、郵送または持参により提出する。

提出書類は、7部（正本1部のみ押印、残り6部は複写）及び、提出書類をPDF形式、機能要件回答書をExcel形式で保存したCD又はDVDを1枚とする。

提出書類等を封筒に入れ、封筒の表に参加団体の商号または名称を記載し、「令和6年度宇多津町情報発信強化事業プロポーザル企画提案書在中」と朱書きすること。

(4) 提出先

「問い合わせ先及び提出先」のとおり。

## 11. 審査方法

### (1) 一次審査（書類審査）

- ① 提出書類に基づく書類審査を実施する。
- ② 一次審査の結果は、参加申込者全員に対して通知する。

### (2) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査の結果が優良である参加申込者に対して二次審査への日程を案内する。

- ① プレゼンテーション内容は、提出した企画提案書に基づいた説明であること。
- ② CMS及びAIチャットボットのデモンストレーションを内容に組み込むこと。
- ③ プレゼンテーションの時間を45分、質疑の時間を30分以内とする。
- ④ 選定委員の一部はオンライン会議環境により参加する。
- ⑤ 本町が準備する大型ディスプレイ（HDMI接続）に、プレゼンテーションで用いる資料やデモンストレーション内容を投影すること。
- ⑥ 本町が準備するオンライン会議環境に参加し、プレゼンテーションで用いる資料やデモンストレーション内容を画面共有して表示すること。
- ⑦ プレゼンテーションは、参加申込者で用意するパソコンにより行うこと。（当該パソコンのインターネット接続環境についても参加申込者が用意すること。）
- ⑧ プレゼンテーションを行うにあたり、本町で用意する物品は次のとおり。
  1. 大型ディスプレイ（HDMI接続）
  2. HDMIケーブル
  3. オンライン会議環境（Cisco Webex）

## 12. 審査基準

本事業の目的を達成するための提案者及び提案システムの取り組みや実績、事務負担の軽減、業務継続性、費用対効果、保守体制、将来性等を総合的に判断し、第一受託候補者及び第二受託候補者を決定する。

## 13. 協議及び契約締結

本町と第一受託候補者にて契約内容の協議を経て、随意契約により契約を締結するものとする。協議の結果、双方が合意に至らなかった場合、第二受託候補者と協議を行うものとする。契約手続きは、宇多津町契約規則の定めるところにより行う。契約締結後において、受注者に本提案における失格事由、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、本町は契約を解除できるものとする。

## 14. 失格事由

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて書類提出がされた場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 契約締結までに参加資格を満たさなくなった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 経費見積書に記載の金額が、見積限度額を上回る場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

15. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに参加するための一切の費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 審査等に対して、異議申立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問い合わせにも応じない。
- (3) 本プロポーザルの結果の公表は第一受託候補者のみ行う。
- (4) 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- (5) 提出された書類等は、理由の如何を問わず返却しない。
- (6) 提出された書類等は、情報公開の請求により公開することがある。
- (7) 参加意思表明書の提出以降に、辞退する場合は提案辞退届（様式第6号）を提出すること。
- (8) 提案は1者1提案までとする。

16. 問い合わせ先及び提出先

〒769-0292

香川県綾歌郡宇多津町1881番地

宇多津町総務課 担当：森田

電話：0877-49-8013

E-Mail：soumu@town.utazu.kagawa.jp